

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和6年 7月 16日

千葉市長 殿



届出者
住 所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
氏 名 千葉市長 神谷 俊一
（担当：南部浄化センター）
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 043-265-1357

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当 り重量×台 数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	南部浄化センター			
所在事業場の所在地	中央区村田町893番地内			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	南部浄化センター 所長 久野 正義			電話番号 043-265-1357
所在の場所	中央区村田町893番地内			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
1	コンデンサ	100kVA	ニチコン(株)	AF662101 KA2	1989		令和8年	未調整	1	24kg	低濃度	
2	コンデンサ	0.1μF× 3	ニチコン(株)	AF6620R3 TC1	1989		令和8年	未調整	1	16kg	低濃度	
3	コンデンサ	100kVA	ニチコン(株)	AF662101 KA2	1989		令和8年	未調整	1	24kg	低濃度	
4	コンデンサ	0.1μF× 3	ニチコン(株)	AF6620R3 TC1	1989		令和8年	未調整	1	16kg	低濃度	
5	コンデンサ	200kVA	ニチコン(株)	AF662201 KA2	1996		令和8年	未調整	1	24kg	低濃度	
6	コンデンサ	0.1μF× 3	ニチコン(株)	AF6620R3 TC1	1996		令和8年	未調整	1	16kg	低濃度	

7	コンデンサ	75kVA	ニチコン (株)	AF662750 KA2	1989	令和8年	未調整	1	20kg	低濃度
8	コンデンサ	0.1 μ F $\times$ 3	ニチコン (株)	AF6620R3 TC1	1989	令和8年	未調整	1	16kg	低濃度
9	コンデンサ	100kVar	ニチコン (株)	AF662101 KYA0418A	1994	令和8年	未調整	1	33kg	低濃度
10	コンデンサ	0.1 μ F $\times$ 3	ニチコン (株)	AF6620R3 TC1	1994	令和8年	未調整	1	15kg	低濃度
11	コンデンサ	100kVar	ニチコン (株)	AF662101 KYT0055A	1998	令和8年	未調整	1	23kg	低濃度
12	コンデンサ	0.1 μ F $\times$ 3	ニチコン (株)	AF6620R3 TC1	1998	令和8年	未調整	1	16kg	低濃度
13	コンデンサ	250 μ F	ニチコン (株)	BS441251 AC1	1996	令和8年	未調整	1	2.6kg	低濃度
14	コンデンサ	250 μ F	ニチコン (株)	BS441251 AC1	1996	令和8年	未調整	1	2.6kg	低濃度
15	コンデンサ	250 μ F	ニチコン (株)	BS441251 AC1	2001	令和8年	未調整	1	2.6kg	低濃度
16	コンデンサ	160kVar	ニチコン (株)	AF702161 KA7	1999	令和8年	未調整	1	40kg	低濃度
17	コンデンサ	100kVar	ニチコン (株)	AF662101 KYA0418A	1992	令和8年	未調整	1	33kg	低濃度
18	コンデンサ	50kVar	ニチコン (株)	AF662500 KYA0418A	1995	令和8年	未調整	1	25kg	低濃度
19	コンデンサ	20kVar	ニチコン (株)	BB401200 KA2	1995	令和8年	未調整	1	不明	低濃度

記載するものである。

23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。